

クリアランスを実施する者の要件について(論点)

平成17年8月8日  
事務局

1. クリアランスの実施にあたっての考え方

クリアランスとは、ある放射線源に起因する人の健康に対するリスクが無視できることから、放射性物質として扱う必要がなく、よって、当該放射線源を放射線防護に係る規制の体系から外してもよいことを言う。従って、これらの一連の行為は、事業者によって厳格に実施され、さらに、その結果について国が適切に関与し、確認していくことが、社会に対する重要な責務であり、ひいては、クリアランス制度が一般に定着されていくことにつながっていくものである。

クリアランスを実施する際に最も重要な点は、クリアランスレベルを用いて、放射性物質として扱う必要がないものであることを事業者が判断し、その判断に加えて国が適切な関与を行う「クリアランスレベル検認」(検認)が適切になされることである。

このため、クリアランスを実施する事業者として必要な要件について検討することが必要である。

2. 主な課題(事業者)

必要な事前評価、前処理技術、分析技術、測定技術等を確立し、クリアランスレベル以下であることの測定、判断方法を定めることが必要。

- ・放射化の程度の計算技術
- ・ポーリング、汚染調査の実施計画の立案
- ・測定のための前処理技術
- ・分析、測定技術

検認に用いる測定装置が準備されることが必要。

- ・新たに、検認のための測定装置の開発
- ・測定装置は高価なものと予想

事前の評価による対象物の分類や測定、判断、クリアランス以下と判断したものへの異物の混入や汚染を防止するとともに、これらが一連の業務として高い信頼性をもって機能するための適切な品質保証体制を確立することが必要。

- ・評価、分析手法の標準化
- ・測定器の維持管理

- ・分別管理
- ・技術的能力の維持

### 3. 検討の方向性

2. で示した、クリアランス以下であることの測定、判断方法を定めるために必要な技術的能力、高価な検認用の測定装置の準備、検認のための品質保証体制の確立等の満足すべき必要な課題を考慮すると、個々の事業者がそれぞれクリアランスを実施するよりは、特定の事業者に集約してクリアランスを実施することが、現実的、かつ、合理的ではないか。